



町づくりの基本となる条例に関する

検討結果報告書

【目 次】

1	検討の経過		
	(1) はじめに	…	1
	(1) 取り組み経過	…	2
	(2) メンバーと設置要綱	…	7
2	検討結果		
	(1) 基本条例の必要性	…	9
	(2) 基本条例案の考え方	…	10
	(3) 基本条例案の名称	…	13
	(4) 基本条例案の構成	…	14
	(5) 基本条例案	…	15
	(6) 基本条例案の解説	…	20

庄内町町民の参画と協働推進検討協議会
〈チーム・まちスタ〉

平成24年2月1日

1 検討の経過

(1) はじめに

私たち「庄内町町民の参画と協働推進検討協議会」（以下「チーム・まちスタ」という）は、町民と町、町議会が互いに力をあわせ、より良いまちづくりを進めるための基本的事項を定める「町づくりの基本となる条例」（以下「基本条例」という。）の内容について、検討してきました。

会議は、自分の思いや意見をより反映することができる分散会（ワークショップ）形式によって進め、庄内町におけるまちづくりの現状の整理、その改善方法、どういう仕組みが必要かなどといったことから議論を進め、庄内町にふさわしい内容のものとするよう努めてきました。

平成 23 年 4 月に、平成 22 年度の検討状況と平成 23 年度の取り組みを記した「中間報告書」をとりまとめ、6 月には参画と協働のまちづくりを進める米沢市の視察研修、10 月には基本条例の検討内容について、町民及び町議会議員とそれぞれ意見交換会を実施し、多くの意見を頂戴しながら、基本条例案を整理してきました。

私たち委員一人ひとり、「大好きな庄内町」のまちづくりにすべての町民が参加して、まちをより良くし、将来に受け継いでいくためには、何が必要かを真剣に考え、語り合ってきました。これまでの検討作業そのものが、この条例が目指す「参画と協働のまちづくり」を具体的な形として表したものだだったと考えます。

今般の報告内容が、基本条例制定に活かされるとともに、庄内町の「みんなが主役となる 参画と協働のまちづくり」がより進められることを願い、ここに報告書を提出します。

H22.10.7 第 1 回会議のようす



(2) 取り組み経過

◆ 会議等活動経過

3班に編成し、グループ討議（ワークショップ）を中心に検討を進めました。

期 日	会議等	内 容	摘 要
H22. 10. 7	第 1 回会議	研修「町づくりの基本となる条例について」	基本条例の必要性や内容について、助言者の小地沢講師が講話
H22. 11. 11	第 2 回会議	勉強会「基本条例の成り立ちについて Vol.1」	八戸市、ニセコ町の基本条例を参考に、基本条例のしくみと立場による役割を学び合い、検討を進める上で、大事なことを確認する。
H22. 12. 3	第 3 回会議	勉強会「基本条例の成り立ちについて Vol.2」	
H23. 1. 19	第 4 回会議	検討「庄内町の町づくりの現状の整理と評価」	庄内町の町づくりの現状を整理し、町の理念である町民憲章の達成度を評価する。
H23. 2. 24	第 5 回会議	検討「町民の参画と協働による町づくりの具体的手法 Vol.1」	第 4 回の議論を踏まえ、町民憲章に掲げる町にするための改善策を話し合う。
H23. 3. 9	第 6 回会議	検討「町民の参画と協働による町づくりの具体的手法 Vol.2」	これまでの議論を踏まえ、基本条例に盛り込むべき具体的手法を話し合う。
H23. 4. 20	第 7 回会議	検討「中間のまとめについて」	平成 22 年度の検討状況と平成 23 年度の取り組みをまとめた中間報告の内容を整理する。
H23. 4. 28	中間報告書を町長あて提出		
H23. 5. 25	第 8 回会議	検討「どんな町を目指し、どのような町づくりを進めるか？」	基本条例を創り、どんな町を目指し、どのようなまちづくりを進めるか話し合う。
H23. 6. 21	第 9 回会議	検討「基本条例の前文について」「情報共有と情報発信について」	前文の内容と、参画と協働に不可欠な情報共有と情報発信について話し合う。
H23. 6. 29	視察研修 [米沢市]	「基本条例の検討の進め方」 「基本条例制定後の取り組み展開」	

H23. 7. 13	第 10 回会議	検討「基本条例の全体像について」	基本条例の構成について話し合う。
H23. 8. 4	第 11 回会議	検討「基本条例案の検討について」	基本条例の内容について話し合う。
H23. 9. 8	第 12 回会議	検討「基本条例案の検討について Vol. 2」	基本条例の内容について話し合う。
H23. 10. 3 H23. 10. 13	町民との意見交換会 ～主役はあなた！まちづくりを考える意見交換会～	「より良いまちづくりに必要なこと」 ～(仮称)町づくりの基本となる条例を通じて～	1 回目 [H23. 10. 3 開催] 町民 13 名参加 2 回目 [H23. 10. 13 開催] 町民 22 名参加
H23. 10. 7	町議会議員との意見交換会	「(仮称)町づくりの基本となる条例の検討内容について」 「町議会基本条例と(仮称)町づくりの基本となる条例の関わりについて」	町議会議員 16 名参加
H23. 11. 1	第 13 回会議	検討「基本条例案の検討について Vol. 3」	基本条例の内容について話し合う。
H23. 11. 29	第 14 回会議	検討「基本条例案の検討について Vol. 4」	基本条例をもとにして、どのような取り組みができるかを話し合う。
H23. 12. 20	第 15 回会議	検討「基本条例案の検討について Vol. 5」	基本条例の内容について話し合う。
H24. 1. 18	第 16 回会議	検討「最終報告書のまとめについて」	最終報告の内容を整理する。

H23.10.3 町民との意見交換会



H23.10.7 町議会議員との意見交換会



◆ 広報活動

期 日	項 目	内 容
H22. 12. 20	町広報に掲載	会議検討内容など
H23. 2. 19	新聞に記事掲載	河北新報
H23. 9. 20	町広報に掲載	会議検討内容など
随時	町HPに掲載	会議検討内容など

◀ 新聞掲載記事 ▶

平成 23 年 2 月 19 日(土)付 河北新報に掲載

山形県庄内町 条例制定 住民とタッグ

「チームまちスタ」論戦中

山形県庄内町で、町民が参加して「まちづくり」の基本となる条例（仮称）を制定する取り組みが進んでいる。年齢も職業もさまざまな人たちが集まった検討会、通称「チームまちスタ」が結成され、活発な議論を繰り返している。

チームは昨年10月、公開の会議で検討を開始。1月に町役場で開かれた4回目の会議では、まちの現状を「住民」「行政」「議会」などに分け、評価を図に書き出した。良い点も悪い点も行政への評価が圧倒的で、議会への注目度が最も低い結果となり、メンバーが立場ごとの課題について意見を交わした。

チームは本年度内に中間報告を原田真穂町長に提出する予定。町は11年度に条例案を町議会に諮りたいと考えていた。

町情報発信課は「町の現状について認識を共有し、町民の参画、協働の手段を探りたい」と話している。

医療小説の題名をもじった「まちづくり」がアドバイザーに就いた名称には「新しいまちづくり」をスタートさせるスタ。条例では、町民と行政、ツブの意味を込めた。会議が協力してまちづくりの意識を込めた。メンバーは、公募に応じた1りの課題を解決する方法やルールを明文化する。2連団体が推薦した5人、008年制定の町民憲章町職員5人の計20人。東にうたわれた理念を、具体北公益文科大の古地沢将的な施策につなげる働きを之講師（都市マネジメント）担う。

《 広報掲載記事 》

広報しょうない平成 22 年 12 月 20 日号に掲載

庄内町の未来をつくるルールづくりに向けて

チーム・まちスタ 始動しました!!

“日本一住みやすく、住みつけたい町”の実現を目指し、町民の皆さんが主役として町づくりに参加し、取り組みを進めていくためのルールを定める「町づくりの基本となる条例（仮称）」※1の制定に向け、検討作業がスタートしました。

チーム・まちスタ※2は、①町民からの公募10名、②町づくりに関係する団体からの推薦5名、③町職員からの公募5名の計20名で組織されています。

毎月1回のペースで会議を開き、町民の皆さんと行政、議会などそれぞれの役割と協働のしくみといった条例に盛り込む内容の検討を進め、平成23年度の条例制定を目指して取り組んでいきます。

※1「町づくりの基本となる条例（仮称）」とは、より良いまちづくりに大切な、考え方や進め方のおおもと（基礎）となるルールを定めるもので、「自治体の憲法」ともいわれます。「行政や議会の役割」「町民の役割」「町づくりへの参画と協働のしくみ」などを盛り込んでいきます。

※2「チーム・まちスタ」とは、「新しい“まち”づくりを“スタート”させる“スタ”ップ」を意味する、庄内町町民の参画と協働推進検討協議会の愛称です。

★10月7日(木) 第1回会議



●助言者：小地沢先生の講話



会長に選ばれた副議長 齋藤 禎さん

会長に齋藤禎さん（落合）、副会長に石井範子さん（廿六木）と金子尚毅さん（千河原）が選ばれました。

助言者の小地沢将之さん（東北公益文科大学講師）から、「町づくりの基本となる条例」の考え方や仕組みなどについて講話をいただきました。

★チーム・まちスタ・メンバー

（順不同・敬称略）

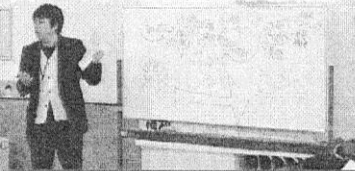
会 長	齋藤 禎(落合) B班		
副 会 長	石井 範子(廿六木) A班	金子 尚毅(千河原) C班	
A班班長	武田 一人(町職員)		
B班班長	梅木 均(余目・幸町)		
C班班長	鈴木美智子(常万)		
	A 班	B 班	C 班
	渡部菜穂子(上朝丸)	後藤 紀(上朝丸)	加藤 皇(新屋敷)
	堀井 和彦(松崎町)	富樫 広明(木ノ沢)	安藤 一雄(下幅)
	國分 浩実(上朝丸)	廣田 里佳(新屋敷)	齋藤 克弥(町職員)
	疋田 大(小出新田)	我妻 則昭(町職員)	今井 真貴(町職員)
	加藤 武好(東本町)	齋藤真奈美(町職員)	

★11月11日(木) 第2回会議



グループ討議を中心に内容検討することとし、3つに班分けして班長を決めました。班ごとに先行事例の青森県八戸市、北海道ニセコ町の条例を用いて、「だれが、どんな役割を持っているのか」などを話し合いました。

★12月3日(金) 第3回会議



第2回会議の話し合いをもとにして、班ごとに基本条例の考え方について、話し合いました。

第4回会議は、平成23年1月19日(水) 午後6時30分から、役場西庁舎第二会議室で開催!

会議のようすは、どなたにも公開しています。お気軽にお越し下さい。庄内町ホームページで、会議の内容等をご覧いただけます。

■問合せ：情報発信課政策推進係 ☎42-0164

『主役はあなた！まちづくりを考える意見交換会』を開催します ～ より良い庄内町づくりに 皆さんの声をお聞かせください ～

チーム・まちスタが検討している「(仮称)町づくりの基本となる条例」について、その目的と内容、考え方を町民の皆さんに報告し、皆さんからのご意見を条例づくりに活かしていきます。

◆日時と場所 (同じ内容です。いずれかご都合のつく日に足をお運びください)

- 1回目 10月3日(月)午後7時～9時 狩川公民館大ホール
- 2回目 10月13日(休)午後7時～9時 余目第二公民館ホール

これからのまちづくりについて、日頃考えていることを、気軽に話し合いましょう。



◆意見交換の内容

「より良いまちづくりに必要なこと～(仮称)町づくりの基本となる条例を通じて～」
※チーム・まちスタ委員と町民の皆さんとの意見交換会です。

●コーディネーター

東北公益文科大学 講師 小地沢 将之 氏(チーム・まちスタ助言者)

コーディネーター 小地沢 将之 氏

●プロフィール●

1975年、仙台市生まれ。学生時代にNPO法人コミュニティを起業。宮城大学事業構想学部演習助手などを経て、現職。

◆主催/チーム・まちスタ

(庄内町民の参画と協働推進検討協議会)

※参加費無料、申し込み不要です。
どなたでも参加できます。

チーム・まちスタの活動状況を紹介します!!

～より良い町づくりに向け みんなで取り組むルール
「(仮称)町づくりの基本となる条例」を検討しています～

チーム・まちスタでは、町民の皆さんや行政、議会が互いに力を合わせ、より良い庄内町にしていくための大切なルールを定める「(仮称)町づくりの基本となる条例」づくりに向け、昨年10月から12回の会議を開き、内容を検討してきました。

今年の4月には、これまでの検討状況を「中間報告」としてまとめ、町長あて提出しました。

現在、「誰がどういう役割を担うか」「どういう仕組みが必要か」など、具体的に条例の内容を検討しているところです。

会議の様子は、どなたでも見ることができます。また、会議の予定と内容は町のホームページに掲載(町ホームページ内の「町の審議会・委員会等」をクリックしご覧ください)しています。ぜひご覧いただき、ご意見をお寄せください。

※チーム・まちスタは、「新しい“まち”づくりを“スタートさせる“スタッフ”」を意味する、庄内町町民の参画と協働推進検討協議会の愛称です。町民15名、役員職員5名の計20名で構成し、昨年度から検討を進めています。

「チーム・まちスタ」メンバー

齋藤 禎(落合)	石井 範子(廿六木)
金子 尚毅(千河原)	安藤 一雄(下幅)
今井 真貴(町職員)	梅木 均(幸町余目)
加藤 皇(新屋敷)	加藤 武好(東本町)
國分 浩実(上朝丸)	後藤 紀(上朝丸)
齋藤 克弥(町職員)	齊藤真奈美(町職員)
鈴木美智子(常万)	武田 一人(町職員)
富樫 広明(木の沢)	疋田 大(小出新田)
廣田 里佳(新屋敷)	堀井 和彦(松陽)
我妻 則昭(町職員)	渡部菜穂子(上朝丸)



会議は、分散会方式(ワークショップ)で進めています。



■問合せ/

チーム・まちスタ事務局
(情報発進課政策推進係)
☎42-0195

(3) メンバーと設置要綱

庄内町町民の参画と協働推進検討協議会委員《チーム・まちスタメンバー》

順不同

No.	選出区分	氏名	推薦団体及び課・係等名	役職
1	団体推薦委員	鈴木美智子	庄内町情報発信研究所	C班班長
2		渡部菜穂子	創造ネットワーク研究所	
3		堀井 和彦	特定非営利法人鶴岡城下町トラスト	
4		加藤 皇	庄内町 PTA 連合会	
5		齋藤 禎	庄内町自治会長会	会長
6	町民公募委員	國分 浩実		
7		後藤 紀		
8		梅木 均		B班班長
9		石井 範子		副会長
10		安藤 一雄		
11		金子 尚毅		副会長
12		疋田 大		
13		富樫 広明		
14		加藤 武好		
15		廣田 里佳		
16	町職員公募委員	我妻 則昭	社会教育課社会教育係（響ホール）	
17		齋藤 克弥	総務課財政係	
18		武田 一人	教育課教育施設係	A班班長
19		今井 真貴	総務課財政係	
20		齋藤真奈美	保健福祉課健康推進係	

助言者

氏名	所属
小地沢 将之	東北公益文科大学講師・地域共創センター長

庄内町町民の参画と協働推進検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 庄内町協議会等の設置等に関する要綱（平成18年庄内町訓令第5号）に基づき、町民と行政が互いに力を合わせ、より良いまちづくりを進めるための基本的な事項等を定める条例（以下「基本条例」という。）について、必要な事項を検討するため、庄内町町民の参画と協働推進検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(期間)

第2条 協議会の設置期間は、設置の日から平成24年3月31日までとする。

(職務)

第3条 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 基本条例に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたこと。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織し、町長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(実費弁償)

第8条 委員が会議に出席した場合は、予算の定めるところにより実費弁償を支払うものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、情報発信課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 検討結果

(1) 基本条例の必要性

地域主権時代を迎え、各自治体それぞれの自己決定、自己責任によるまちづくりの重要性が今後益々大きくなります。また、生活様式の多様化や少子高齢化の進行などにより、複雑で高度化する様々な課題に対応するためには、これまで以上に、町民や町、町議会が、連携してまちづくりに取り組むことが重要となっています。

そのためには、一人ひとりがまちづくりの当事者意識を強く持ち、様々な実践活動を一緒に展開していくための指針となるべきものがが必要です。

基本条例は、それぞれの役割と取り組み方といった、まちづくりの実践活動の基本的な共通ルールを明らかにするものであり、「庄内町の憲法」の性格を持つ、まちづくりの基本となるきまりとして、みんなで共有していく価値と重要性を有するものです。

(2) 基本条例案の考え方

① 参画と協働のまちづくりの推進

町民や町、町議会それぞれが、互いの立場や考えを尊重し、得意分野を活かしながら、連携してまちづくりを進めるための役割や仕組みを示しています。

誰もが幸せを感じられるまちを築くためには、庄内町に暮らし、集い、活動する一人ひとりがまちづくりの当事者であるという意識を強く持ち、一緒に課題の解決にあたるのが一番の近道であり、必要なことです。

一人ひとりが自分の個性や特長を活かし、手を携えて取り組みを進めることや、町民がより主体性を持ち、力を結集して発揮すること、それぞれが果たすべき「対の立場の役割」を互いに認識し、実践することなど「参画と協働のまちづくり」を重要な柱に据えています。

② 人材の育成と活用

「人づくり」がまちづくりの一番の基本であることを、町民、町、町議会それぞれが認識を深め、多様な人材が活躍するまちをつくっていくための役割や仕組みを示しています。

また、未来のまちづくりの担い手となる子どもたちを、みんなが一体となり育てあげていくという強い決意を表すため、「子どもの育成」の条文をおいています。

③ 読んで、理解し、実践できる条例

「中学生が理解できる内容」を念頭に、わかりやすい表現や用語を使い、読みやすく、優しい内容になるよう工夫しています。

また、親しみやすい表現とするために、文末を「ですます」調にしています。なお、全国的にも約4割の自治体が、基本条例を「ですます調」にしています。

この基本条例を町民全体のものとし、みんなが実践できるものとしていくため、条例の周知活動を積極的に行っていただくよう提言します。

④ 実践し、育て、進化させる条例

基本条例に完成形はないと考えます。条例を制定し、実践を進めていく中で、社会や時代の変化とともに新たなルールが必要になってきます。

現時点で必要なルールとしてまとめ上げましたが、条例の制定後も、参画と協働のもと検証と見直しを行うことを条文として盛り込んでおり、「みんなで実践し、育て、進化させる条例」を目指すものです。

⑤ 住民投票制度について

基本条例案に、住民投票制度を盛り込んでいます。

町民と町、町議会が互いに話し合いを重ね、信頼と協力関係を築きあげながら、まちの課題の解決を図っていくことが、まちづくりの基本であり、住民投票制度は、住民の賛否の意思を確認する最終手段です。

このため、地方自治法に定める手続きにのっとり、住民投票が実施できる条文を盛り込むべきか否か議論を進め、多くの意見が出されてきました。

【盛り込むべきという意見】

- ・ 最終的に住民が賛否の意思を投票できる、住民投票という制度があることを知らしめる効果がある。
- ・ 最終手段として位置付けることで、町民と町、町議会ともに、連携したまちづくりに向け、より責任感を持つことにつながる。
- ・ 住民投票制度を盛り込むことで、様々な形の参画と協働の方法の選択肢を示すことができる。
- ・ 最終的に住民の賛否の意思を確認する仕組みとなる住民投票制度は、基本条例に当然盛り込むべきもの。
- ・ 参画と協働のプロセスを経ても、住民投票をせざるを得ない場合も考えられるので、住民の責任として住民投票制度による決定権を担保すべき。

【盛り込むべきではないという意見】

- ・ 本来実践すべき町民と町、町議会の連携によるまちづくりの意義が薄まり、住民投票のみに目を奪われかねない。
- ・ 住民投票制度は、まちづくりの方法ではなく、単なる意思決定制度であり、参画と協働ではない。
- ・ まちづくりは結論を見出していくプロセスが大切なこと。基本条例をつくり参画と協働のまちづくりを本格的に進めていく庄内町には必要ない。
- ・ 住民投票制度の意義はあるが、基本条例とは切り離して議論すべきもの。

【基本条例の検証と見直しの際の視点についての意見】

- ・ 定期的に検証と見直しを行うので、その際に改めて、基本条例における住民投票制度の位置付けについて議論を深めていくべき。
- ・ 住民が最終判断できる仕組みである住民投票制度は盛り込む必要があると考えるが、検証と見直しの際に、住民投票に代わる仕組みを検討できれば、住民投票を条文から外すことも考えられる。

結果、住民が賛否の意思を示すことができる「住民投票制度」を、まちづくりの一つの方法として基本条例に盛り込むべきと判断しました。

ただし、まちづくりは、話し合いを重ね、信頼と協力関係を築きあげながら課題の解決を図っていくことが基本であり、住民投票はあくまでも最終手段です。このことを明確にすることで、町民や町、町議会それぞれが、参画と協働のまちづくりに一層責任感を持って取り組むことができると考えます。

なお、「住民投票制度」を基本条例に盛り込むことが必要なのか、必要であるならばどういった内容が適切なのか、住民投票の他に町民の意思が直接まちづくりに反映でき尊重されていく、実効性と重みのある仕組みづくりができないかなど、様々な観点から継続的に検証していくことも必要であり、基本条例の検証と見直しを行う際に、より議論を深められることを提言します。

(3) 基本条例案の名称

基本条例は、少なくとも全国 220 の自治体で制定されており、「自治基本条例」「まちづくり基本条例」といった名称をはじめ、「みんなで作るまちの基本条例」「未来づくり基本条例」「まち・ゆめ基本条例」など、まちづくりへの願いがこもった様々な名称がつけられています。(平成 23 年 10 月末現在、情報発信課調べ)

まちづくりとは、「みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人が訪れたくなる、住みたくなる、魅力あふれる町をつくり続ける活動」であり、現在の状態をより良くし、責任を持って将来に引き継いでいくのは、庄内町に暮らし、集い、活動する私たち自身であると考えます。

この条例が、誰もがまちづくりの主役となり行動していくためのルールとなることから、親しみやすいみんなの条例となることを願い、名称を「庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例」としています。

(4) 基本条例案の構成

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例案

目指すべき町の姿

前文	(町の特長、目指すまちの姿、条例を制定する決意など)
第1章 総則	
第1条 目的	(誰もが幸せを感じられるまちの実現)
第2条 条例の位置付け	(最大限の尊重)
第3条 基本原則	(参画と協働、情報共有、人権の尊重、みんなが主役、町民の主体性)
第4条 定義	(まちづくり、町民、地域活動、町、参画と協働)

実現に向けたそれぞれの役割や取り組み内容

第2章 まちづくりの担い手と役割		
第1節 町民の役割等	第2節 町、町長及び町職員の役割	第3節 町議会及び町議員の役割
第5条 町民の基本姿勢と役割	第8条 町の役割	第11条 町議会の役割
第6条 事業者の役割	第9条 町長の役割	第12条 町議員の役割
第7条 地域活動の推進	第10条 町職員の役割	

第3章 まちづくりの方法	
第1節 人材育成と活用	
第13条 まちづくりの担い手の育成	第15条 多様な人材と地域資源の活用
第14条 子どもの育成	
第2節 参画と協働	
第16条 参画と協働の基本	第18条 町民のまちづくりの推進
第17条 情報共有の推進	第19条 参画と協働の推進
第3節 住民投票	
	第20条 住民投票制度

活かしたものにするための仕組み

まちづくりの補完体制

第4章 連携と交流	
第21条 町出身者や町外の人々等との連携と交流	
第22条 他の自治体等との連携	

実効性の確保

第5章 条例の検証と見直し	
第23条 条例の検証と見直し	

(5) 基本条例案

庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例案

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 まちづくりの担い手と役割

第1節 町民の役割等（第5条—第7条）

第2節 町、町長及び町職員の役割（第8条—第10条）

第3節 町議会及び町議員の役割（第11条、第12条）

第3章 まちづくりの方法

第1節 人材育成と活用（第13条—第15条）

第2節 参画と協働（第16条—第19条）

第3節 住民投票（第20条）

第4章 連携と交流（第21条、第22条）

第5章 条例の検証と見直し（第23条）

平成17年7月1日、旧余目町と旧立川町の個性と特長を活かし合い、より大きな魅力と活力を生み出すため、「庄内町」が誕生しました。

私たちの庄内町は、霊峰月山、清流立谷沢川に象徴される美しい自然と豊かな田園、先人の努力によりつくり出されたおいしい米のルーツ亀ノ尾など、環境を活かし、磨きをかけながら、それぞれの地域に根付く魅力ある文化や伝統、地域を愛する人々を育んできました。

私たちは、このすてきな庄内町に暮らすことへの誇りを、未来の子どもたちに受け継いでいくため、時代の変化に対応できるまちをつくっていかねばなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人とのつながりを深め、協力し合い、より良いまちづくりに挑戦し続けていくことが大切です。

ここに、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、町民と町、町議会が、互いに力を合わせて進めるまちづくりの基本となるきまりとして、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民、町及び町議会が力を合わせて進めるまちづくりの考え方や仕組みを定め、誰もが幸せを感じられるまちの実現を目指すものです。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりの基本として、町民、町及び町議会が最大限に尊重する大切なきまりです。

(基本原則)

第3条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしたいまちづくりを進めます。

- (1) まちづくりに必要な情報（以下「情報」といいます。）を共有し、お互いの理解を深め、協力し合うまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権や個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き活きと躍動するまちづくり
- (3) 人と人とのつながりを深め、自分たちでまちを創造する、みんなが主役のまちづくり

(定義)

第4条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれるまちをつくり続ける活動をいいます。
- (2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - イ 町内に住所がある人（以下「住民」といいます。）
 - ロ 町内に通勤又は通学している人
 - ハ 町内で事業を行うもの（以下「事業者」といいます。）又はその他まちづくりを行うもの
- (3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区又は地区等近隣社会が行うまちづくりをいいます。
- (4) 町とは、庄内町の行政をいいます。
- (5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力をあわせ、課題の解決にあたることをいいます。

第2章 まちづくりの担い手と役割

第1節 町民の役割等

(町民の基本姿勢と役割)

第5条 町民は、世代間の交流や人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れるまちを築くよう努めます。

2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動と社会貢献活動を通じて、まちの活性化と発展につながるよう努めます。

(地域活動の推進)

第7条 町民は、地域活動へ積極的に参加、協力し、心豊かに安心して暮らすことができる地域をつくり、受け継ぎます。

- 2 町民は、互いのつながりをつくる地域活動の機会を広げ、情報を共有し、自らの地域の課題解決に努めます。
- 3 町は、地域活動の個性と自立性を尊重しつつ、地域活動の促進や地域の課題解決に必要な支援を行います。

第2節 町、町長及び町職員の役割

(町の役割)

第8条 町は、関係法令、条例及び町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。

- 2 町は、専門的な知識と技術を有し、まちづくりの課題への確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

(町長の役割)

第9条 町長は、まちの将来像を示し、公平、誠実に参画と協働のまちづくりをおこなわなければなりません。

- 2 町長は、多様化するまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導、監督しなければなりません。

(町職員の役割)

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実で確実な仕事をしなければなりません。

- 2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。
- 3 町職員は、地域の一員としての自覚を持ち、率先して地域活動に取り組むよう努めます。

第3節 町議会及び町議員の役割

(町議会の役割)

第11条 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

- 2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査を行なうとともに、まちの将来を見据えた提言をしなければなりません。

(町議員の役割)

第12条 町議員は、まちの利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

第3章 まちづくりの方法

第1節 人材育成と活用

(まちづくりの担い手の育成)

第13条 町民、町及び町議会は、町民が主体的に学び活動できる機会をつくり、まちづくりの担い手を育成します。

(子どもの育成)

第14条 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもの年齢に応じ、交流や体験ができる機会をつくり、まちへの愛着心を持った子どもに育てます。

(多様な人材と地域資源の活用)

第15条 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性や特長をまちづくりに活かします。

2 町民、町及び町議会は、多様で特色ある地域資源を守り育てながら、まちづくりに活用します。

第2節 参画と協働

(参画と協働の基本)

第16条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。

2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。

3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うにあたり、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報保護を確保しなければなりません。

(情報共有の推進)

第17条 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。

2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、経過や内容等を明確に説明しなければなりません。

3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

4 町は、町民が情報を求め又は発信しやすい仕組みと体制を整えます。

(町民のまちづくりの推進)

第18条 町民は、様々な活動、仕事をしている人たちと連携してまちづくりに取り組み、交流の拡大と仲間づくりを進めて、活力あるまちをつくるよう努めます。

2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

(参画と協働の推進)

第19条 町及び町議会は、町が設置する審議会等委員の公募や懇談会の開催等、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組みや体制を整えます。

2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等（以下「提案等」といいます。）を出しやすい仕組みを整えます。

3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

第3節 住民投票

(住民投票制度)

第20条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 町は、それぞれの案件ごとに、住民投票の制度を、町議会の議決で条例として定めます。

第4章 連携と交流

(町出身者や町外の人々等との連携と交流)

第21条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者等まちに関わり、関心を持つ町外の人々との連携と交流を深めます。

(他の自治体等との連携)

第22条 町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

第5章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第23条 町は、この条例の目的が達成されているか、5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要に応じ見直しを行います。

2 前項に定める検証と見直しは、参画と協働のもとで行います。

(6) 基本条例案の解説

前 文

平成 17 年 7 月 1 日、旧余目町と旧立川町の個性と特長を活かし合い、より大きな魅力と活力を生み出すため、「庄内町」が誕生しました。

私たちの庄内町は、霊峰月山、清流立谷沢川に象徴される美しい自然と豊かな田園、先人の努力によりつくり出されたおいしい米のルーツ亀ノ尾など、環境を活かし、磨きをかけながら、それぞれの地域に根付く魅力ある文化や伝統、地域を愛する人々を育んできました。

私たちは、このすてきな庄内町に暮らすことへの誇りを、未来の子どもたちに受け継いでいくため、時代の変化に対応できるまちをつくっていかねばなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人とのつながりを深め、協力し合い、より良いまちづくりに挑戦し続けていくことが大切です。

ここに、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、町民と町、町議会が、互いに力を合わせて進めるまちづくりの基本となるきまりとして、この条例を制定します。

【前文の解説】

- ◆ 二つのまちの合併は、集落の自治活動と同じようにお互いを思いやり、良さを活かし合い、協力してまちづくりを進めることの大切さを再認識する大きな機会となりました。

この条例は、まちづくりの基本となるきまりであり、みんなが「教科書」として活用していくものです。まちの未来を担う子どもたちも、前文を読むと、まちの成り立ちや資源の特長が確認できるようまとめています。

- ◆ 庄内町が目指すまちの姿と実現するための手立てを明らかにし、町民や町、町議会が一緒にまちづくりを進める決意を伝えています。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、町民、町及び町議会が力を合わせて進めるまちづくりの考え方と仕組みを定め、誰もが幸せを感じられるまちの実現を目指すものです。

【条文の解説】

- ◆ この条例を制定する目的を明らかにし、目指すまちの姿を示しています。
- ◆ 誰もが幸せを感じられるまちを実現するためには、「みんながまちづくりの主体」という考えのもと、町民や町、町議会が一緒にまちづくりを実践することが重要です。

第2条 条例の位置付け

この条例は、まちづくりの基本として、町民、町及び町議会が最大限に尊重する大切なきまりです。

【条文の解説】

- ◆ この条例が「庄内町の憲法」の性格を持つ、まちづくりの最高のきまりであることを明らかにしています。
- ◆ まちづくりに関わる町民や町、町議会が、この条例を理解し、実践することでより良いまちがつけられます。

第3条 基本原則

町民、町及び町議会は、次のことを大切にしまちづくりを進めます。

- (1) まちづくりに必要な情報（以下「情報」といいます。）を共有し、お互いの理解を深め、協力し合うまちづくり
- (2) 一人ひとりの人権や個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと躍動するまちづくり
- (3) 人と人とのつながりを深め、自分たちでまちを創造する、みんなが主役のまちづくり

【条文の解説】

- ◆ まちづくりを進める3つの基本原則を示しています。
 - (1) 一緒にまちづくりを進めるためには、情報の共有が欠かせません。
 - (2) 誰もが得意なことを持っています。様々な場面で自分の力を発揮し活躍することが、より良いまちづくりに直結します。
 - (3) 人と人とのつながりは、課題を解決する大きな力となります。

第4条 定義

この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれるまちをつくり続ける活動をいいます。
- (2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。
 - イ 町内に住所がある人（以下「住民」といいます。）
 - ロ 町内に通勤又は通学している人
 - ハ 町内で事業を行うもの（以下「事業者」といいます。）又はその他まちづくりを行うもの
- (3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区又は地区等近隣社会が行うまちづくりをいいます。
- (4) 町とは、庄内町の行政をいいます。
- (5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力をあわせ、課題の解決にあたることをいいます。

【条文の解説】

- ◆ 共通の理解に立ちまちづくりを進めていくため、この条例で使われる重要な用語の意味を定めています。
 - (1) 仕事や地域活動、ボランティア活動などで進められる、農業、商工業、観光、教育、体育、文化福祉、環境、防災・防犯といったすべての活動が「まちづくり」です。
 - (2) 庄内町で仕事や勉強、様々な活動を行っている人たち、団体は、まちづくりのパートナーとして欠かすことのできない「町民」です。

「町内で事業を行うもの（事業者）」とは、企業や商店、団体など経済活動や公益活動を通じて、「まちづくりを行うもの」です。

「その他町内でまちづくりを行うもの」とは、事業者以外の、自治会や地域づくり会議をはじめ、体育、芸術、ボランティア団体・サークル等、まちづくりに関わるすべての団体や人のことをさします。
 - (3) 「地域活動」とは、集落等や学区、地区等单位で主体的に取り組む活動のことです。
 - (4) 「行政」とは、役場の組織や仕事、人をさします。
 - (5) 町民、町及び町議会それぞれが、まちづくりを支えるパートナーです。

第2章 まちづくりの担い手と役割

第1節 町民の役割等

第5条 町民の基本姿勢と役割

- 1 町民は、世代間の交流や人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れるまちを築くよう努めます。
- 2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

【条文の解説】

- ◆ 町民の活発な活動がまちづくりには欠かせないため、町民の基本姿勢と役割を示しています。
- 1 人と人とのつながりが、様々なアイデアを生み、連携してまちづくりを实践する原点になります。
- 2 誰もが得意なことを持っています。一人ひとりの力の結集がまちづくりに必要です。

第6条 事業者の役割

事業者は、事業活動と社会貢献活動を通じて、まちの活性化と発展につながるよう努めます。

【条文の解説】

- ◆ 町民としてまちづくりの一翼を担う、事業者の役割を示しています。
- ◆ 事業者は、働き場所やサービスの提供など町民の暮らしに直結する事業活動に加え、ボランティア活動といった社会貢献活動の实践により、町の経済や安心して暮らせるまちづくりに大きく貢献しています。
- ◆ 事業者と従業員がより活発に活動することが、まちの元気に欠かせません。

第7条 地域活動の推進

- 1 町民は、地域活動へ積極的に参加、協力し、心豊かに安心して暮らすことができる地域をつくり、受け継ぎます。
- 2 町民は、互いのつながりをつくる地域活動の機会を広げ、情報を共有し、地域の課題解決に努めます。
- 3 町は、地域活動の個性と自立性を尊重しつつ、地域活動の促進や地域の課題解決に必要な支援を行います。

【条文の解説】

- ◆ 地域における町民の主体的に活動が、まちづくりには欠かせないことを示しています。
 - 1 町民は、自らが生活する集落等の自治会や学区、地区の地域づくり会議などが行う活動にみんなが積極的に参加、協力することが大切です。
 - 2 地域の実情を一番知る町民が、身近なところから課題の解決に取り組むことはまちづくりの大きな力となります。
 - 3 町は、財政的支援だけではなく、情報や人材、研修機会の提供など、地域の主体的な活動をさらに応援していく必要があります。

【第2章第1節における付帯意見】

- 地域の公民館など、住民が自由に集まることができる身近な場所に、コミュニティサロンをつくっていったらどうか。
- 集落や自治会運営を活性化するため、女性や若い人の人材を積極的に登用してはどうか。

第2節 町、町長及び町職員の役割

第8条 町の役割

- 1 町は、関係法令、条例及び町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。
- 2 町は、専門的な知識と技術を有し、まちづくりの課題への的確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ 町の役割と責任を示しています。
 - 1 町は、ルールを守り、町民の提案等を踏まえ、町民の幸せのために、仕事を行い、まちづくりを進める責任があります。
 - 2 町は、様々な職員研修制度の充実などを図り、町職員の育成に取り組むことが大切です。

第9条 町長の役割

- 1 町長は、まちの将来像を示し、公平、誠実に参画と協働のまちづくりをおこなわなければなりません。
- 2 町長は、多様化するまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導、監督しなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ 町長の役割と責任を示しています。
 - 1 町長は、まちづくりの幅広い権限を持っていることから、まちづくりの仕組みや町の仕事の仕方に大きな責任を持ちます。
 - 2 町長は、まちづくりのトップリーダーとして、町職員を育成する責任を持っています。

第10条 町職員の役割

- 1 町職員は、町民の視点に立って、誠実で確実な仕事をしなければなりません。
- 2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。
- 3 町職員は、地域の一員としての自覚を持ち、率先して地域活動に取り組むよう努めます。

【条文の解説】

- ◆ 町職員の役割と責任を示しています。
 - 1 町職員は、町民に多様な意見があることを理解し、意思疎通を図りながら、仕事をすることが大切です。
 - 2 町職員は、広く視野を持ち、知識や知恵、行動力を磨き、より効率的で効果的な仕事を追求しなければなりません。
 - 3 町職員は、積極的に地域活動に参加し、地域の仲間とのつながりを深め、現場からまちの課題を拾い上げることが大切です。

【第2章第2節における付帯意見】

- 町内企業などで、事業者の仕事や課題を直接学べる職員研修を実施したらどうか。
- 町職員は、率先して地域での役割を担う必要があるのではないか。

第3節 町議会及び町議員の役割

第11条 町議会の役割

- 1 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査を行なうとともに、まちの将来を見据えた提言をしなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ 町民の代表機関であり、町的意思決定機関である町議会の役割と責任を示しています。
 - 1 町議会は、本議会などの会議の公開、議会広報紙の発行、議会報告会の開催をはじめ、より多くの町民が町議会活動に関心を持ってもらうための取り組みを行っています。さらに工夫していくことが大切です。
 - 2 町議会は、まちづくりの取り組みを常にチェックし、より良いまちづくりを進める提言をしていくことが大切です。

第12条 町議員の役割

町議員は、まちの利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

【条文の解説】

- ◆ 町議員の役割と責任を示しています。
- ◆ 町議員は、町民の意見とまちの将来を常に照らし合わせ、より良いまちづくりのために活動することが大切です。

【第2章第3節における付帯意見】

- 年代の違いで、まちづくりの問題意識やアイデアが異なるため、中高生との対話の場など、報告会や意見交換の持ち方の工夫が必要ではないか。

第3章 まちづくりの方法

第1節 人材育成と活用

第13条 まちづくりの担い手の育成

町民、町及び町議会は、町民が主体的に学び活動できる機会をつくり、まちづくりの担い手を育成します。

【条文の解説】

- ◆ まちづくりの担い手となる人材を育成する場を広げていくことが必要です。
- ◆ 「人づくり」がまちづくりの基本であることを町民、町、町議会が認識を深め、連携して取り組むことが大切です。

第14条 子どもの育成

町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもの年齢に応じ、交流や体験ができる機会をつくり、まちへの愛着心を持った子どもに育てます。

【条文の解説】

- ◆ 特に、未来のまちづくりの担い手となる子どもたちが、まちの魅力を知り、人とのつながりを広められる機会をつくっていく取り組みが必要です。

第15条 多様な人材と地域資源の活用

- 1 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性や特長をまちづくりに活かします。
- 2 町民、町及び町議会は、多様で特色ある地域資源を守り育てながら、まちづくりに活用します。

【条文の解説】

- ◆ 町民誰もが持つ得意なことや、豊富な地域資源をまちづくりに活かすことが大切です。
 - 1 町民が活躍できる様々な機会をつくることが大切です。

様々な機会をつくることは、「やりがい」「生きがい」にも通じます。
 - 2 地域資源とは、庄内町の特長である自然環境や歴史文化、景観や名物名産、建物、人材などを指すもので、まちの宝物として、磨きをかけ、受け継いでいくことは、まちづくりの大きな柱となります。

【第3章第1節における付帯意見】

- 子どもの頃からまちづくりに関心が持てるよう、子ども議会の開催など交流と体験ができる機会をつくってみてはどうか。
- 町民が主体的に活躍するチーム・まちスタのような活動組織を、高校生や青年、壮年など世代ごとにつくってみてはどうか。
- 町民の得意技（技能、知識、経験、趣味など）の登録制度をつくってはどうか。
- 伝統行事や歴史文化カレンダーなど作成してはどうか。

第2節 参画と協働

第16条 参画と協働の基本

- 1 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。
- 2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。
- 3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うにあたり、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報保護を確保しなければなりません。

【条文の解説】

◆ これからのまちづくりの柱である参画と協働の基本となる考えを示しています。

- 1 権利と責任は一体であり、行動することが大切です。
- 2 町の長所、短所やまちづくりの課題などの情報の共有化を図ることが、参画と協働のまちづくりに不可欠です。
- 3 庄内町個人情報保護条例を基本として、個人情報を保護します。

第17条 情報共有の推進

- 1 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。
- 2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、経過や内容等を明確に説明しなければなりません。
- 3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。
- 4 町は、町民が情報を求め又は発信しやすい仕組みと体制を整えます。

【条文の解説】

◆ 町民や町、町議会それぞれの情報を共有することが参画と協働のスタートです。

- 1 情報の受け手側の目線に立ち、情報発信と公開をすることが重要です。
- 2 町の仕事の透明性や納得性を確保することに結びつきます。
- 3 町民自らも積極的に情報を求め、発信することで情報の共有が成り立ちます。
- 4 情報共有を進めるため、町民目線に立った仕組みと体制を整える必要があります。

第18条 町民のまちづくりの推進

- 1 町民は、様々な活動、仕事をしている人たちと連携してまちづくりに取り組み、交流の拡大と仲間づくりを進めて、活力あるまちをつくるよう努めます。
- 2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

【条文の解説】

- ◆ より良いまちづくりには、町民の皆さんのより活発な行動が欠かせません。
 - 1 体育、芸術、ボランティア等の様々な団体やサークルが主体的に活動しています。町民は、それぞれの得意分野の活動に積極的に関わり合いを深め、まちづくりに参加することが大切です。
 - 2 財政的支援だけではなく、情報や人材、研修機会の提供など、町民の主体的な活動をさらに応援していく必要があります。

第19条 参画と協働の推進

- 1 町及び町議会は、町が設置する審議会等委員の公募や懇談会の開催等、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組みや体制を整えます。
- 2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等（以下「提案等」といいます。）を出しやすい仕組みを整えます。
- 3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

【条文の解説】

- ◆ 町民や町、町議会が、共に考え、力を合わせて進めることが大切です。
 - 1 町民が、直接町や町議会に関わる仕組みとして、町では「まちづくり懇談会」「くるま座トーク」の開催、審議会等委員の公募を実施し、町議会では「本会議の公開」「議会報告会」など行っていますが、より幅広い町民が主体的に関わることのできる仕組みや体制をつくっていくことが重要です。
 - 2 町民が、間接的に町に提案等ができる仕組みとして、「パブリックコメント」「まちづくり提案箱」「みんなの声」などの取り組みを行っていますが、より町や町議会に対し、提案等しやすい仕組みをつくり、町の仕事がより公正で透明性のあるものにしていくことが大切です。
 - 3 提案等の趣旨を踏まえ、誠実に対応することが大切です。

【第3章第2節における付帯意見】

- 町民同士が語り合い、お互いの情報を共有し、まちづくりに活かしていく仕組みが必要なのではないか。
- まちづくりに取り組んでいる人と取り組みたい人を名簿に登録し、互いを引き合わせる「お見合い制度」をつくってはどうか。
- 企画づくりや事業の決定権を持つ町民主体の協議会などを創設してはどうか。

第3節 住民投票

第20条 住民投票制度

- 1 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。
- 2 町は、それぞれの案件ごとに、住民投票の制度を、町議会の議決で条例として定めます。

【条文の解説】

- ◆ 町民と町、町議会が互いに話し合いを重ね、信頼と協力関係を築きあげながら、まちの課題の解決を図っていくことが、まちづくりの基本です。
- ◆ 住民投票制度は、住民の賛否の意思を確認する最終手段です。地方自治法に定める手続きにのっとり、住民投票が実施できることを確認するためのものです。

【第3章第3節における付帯意見】

- 住民の意思が直接まちづくりに反映でき尊重されていく、実効性と重みのある仕組みが、住民投票の他にないのか、基本条例の検証と見直しにおいて十分検討していく必要がある。
- 住民投票ができる年齢要件の緩和など、町独自の住民投票制度を検討することも考えられるが、地方自治法などとの整合性を踏まえ、慎重に考えていく必要がある。

第4章 連携と交流

第21条 町出身者や町外の人々等との連携と交流

町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者等まちに関わり、関心を持つ町外の人々との連携と交流を深めます。

【条文の解説】

- ◆ 町内の地域資源の再発見やまちづくりの取り組み方、情報発信の強化は、外からの目線を積極的に取り入れることで、より効果が上がります。
- ◆ 町外に暮らす町出身者等との連携と交流を進めることは、広い視野に立ったまちづくりの推進や“庄内町ファン”を増やすことにつながります。

第22条 他の自治体等との連携

町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

【条文の解説】

- ◆ 国や県、他の市町村のほか、農協や商工会、大学、研究施設といった機関団体との関係を深めることは、課題解決力を強めることとなります。

【第4章における付帯意見】

- 町出身者や町外の人々の力を借りて、庄内町のすてきなところの『見える化』を進め、それらを守る、磨く取り組みと結び付けてはどうか。

第5章 条例の検証と見直し

第23条 条例の検証と見直し

- 1 町は、この条例の目的が達成されているか、5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要に応じ見直しを行います。
- 2 前項に定める検証と見直しは、参画と協働のもとで行います。

【条文の解説】

- ◆ 基本条例の検証と見直しを、参画と協働により継続して行うことを明らかにしています。
 - 1 この条例は、つくることが目的ではなく、町民や町、町議会がこの条例を実践し、育て、時代の変化にあわせ進化させていくことで、より良い庄内町づくりが実現します。
 - 2 この条例の検証と見直しは、町民、町や町議会がともに考え、力を合わせて行います。

【第5章における付帯意見】

- この条例の検討状況を知る、まちスタメンバーを検証組織に入れてはどうか。

